



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

規 則

◇公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則
(第70号) 2367

◇川崎市子ども・子育て支援法施行細
則(第71号) 2367

◇川崎市事務分掌規則の一部を改正す
る規則(第72号) 2367

◇川崎市職員退職手当支給条例施行規
則の一部を改正する規則(第73号) 2368

◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
及び永住帰国後の自立の支援に関す
る法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係規則の整理に関する規則
(第74号) 2378

◇川崎市医療法施行細則の一部を改正
する規則(第75号) 2379

◇川崎市金銭会計規則の一部を改正す
る規則(第76号) 2382

◇川崎市火災予防規則及び危険物の規
制に関する細則の一部を改正する規
則(第77号) 2382

◇川崎市母子及び寡婦福祉法施行細則
の一部を改正する規則(第78号) 2382

告 示

◇個人情報保護条例の規定による個人
情報ファイルの届出(第512号) 2385

◇個人情報保護条例の規定による目的
外利用等の届出(第513号) 2385

◇自転車等の撤去と保管(第514号) 2386

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に
関する条例施行規則に規定する調査
の方法並びに処理対策の方法及び管
理の方法の一部改正(第515号) 2386

◇住居表示を実施すべき区域(第516号) 2386

◇住居表示の実施に伴う町区域の変更

(第517号) 2386

◇住居表示を実施すべき区域(第518号) 2387

◇住居表示の実施に伴う町区域の設定
(第519号) 2387

◇自転車等の撤去と保管(第520号) 2387

◇道路区域の変更(第523号) 2387

◇道路の供用開始(第524号) 2387

◇道路区域の変更(第525号) 2388

◇道路の供用開始(第526号) 2388

◇地域密着型サービス事業者等の廃止
(第527号) 2388

◇居宅介護サービス事業者等の廃止
(第528号) 2388

◇道路区域の変更(第529号) 2389

◇道路区域の変更(第530号) 2389

◇道路の供用開始(第531号) 2390

◇道路区域の変更(第532号) 2390

◇道路の供用開始(第533号) 2390

◇道路区域の変更(第534号) 2390

◇道路の供用開始(第535号) 2390

◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の一部解除(第536
号) 2391

◇自転車等の撤去と保管(第537号) 2393

◇道路区域の変更(第538号) 2393

◇道路の供用開始(第539号) 2393

公 告

◇一般競争入札の執行(第456号) 2393

◇中部リハビリテーションセンターの
指定管理者の公募(第457号) 2395

◇一般競争入札の執行(第458号) 2396

◇平成26年地籍調査事業の実施(第459
号) 2404

◇港湾施設に放置されている物件の撤
去命令(第460号) 2404

◇一般競争入札の中止(第461号) 2404

◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧
(第462号) 2404

◇条例環境影響評価審査書の公告(第
463号) 2405

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(中原区第62号)…………… 2475

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(中原区第63号)…………… 2476

◇土地収用法の規定による明渡裁決の
申立て(中原区第64号)…………… 2476

◇住民票の職権消除(中原区第65号)…………… 2477

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(高津区第48号)…………… 2477

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第45号)…………… 2477

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第46号)…………… 2478

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(麻生区第37号)…………… 2478

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第38号)…………… 2479

◇国民健康保険被保険者証返還請求書
の公示送達(麻生区第39号)…………… 2479

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(麻生区第40号)…………… 2480

規 則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月17日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第70号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

別表第15の1, 1-ジクロロエチレンの項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則別表第15の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる第70条第1項に規定する調査(以下「調査」という。)について適用し、施行日前に行われた調査については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に行われた調査の結果により処理対策が必要となった土壌のうち施行

日において処理対策が終了していないものに係る当該調査については、改正後の規則別表第15の規定を適用する。

川崎市子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。

平成26年9月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第71号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行については、法、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(労働時間に係る要件)

第3条 府令第1条第1号の規定により市が定める時間は、1月において16日以上かつ1日当たり4時間以上労働する場合の労働時間とする。

(保育必要量の認定に係る区分)

第4条 保育必要量の認定の申請を行う小学校就学前子どもの保護者が府令第1条第6号又は第9号に掲げる事由に該当する場合にあっては、保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市民・こども局こども本部長が定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第72号

川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条の表こども支援部の部こども福祉課の項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則